魚津市告示第85号

魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)実施要綱を次のよう に定める。

令和4年6月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食料等の物価高騰に直面する低所得世帯に対し、経済的負担を軽減するため、低所得世帯への臨時・特別の給付措置として実施する魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱(令和3年魚津市告示第189号)において使用する用語を例によるほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 魚津市応援ミラペイポイント 市が発行する電子地域通貨をいう。
 - (2) 魚津市応援ミラペイカード 魚津市応援ミラペイポイントを付加 したカードをいう。
 - (3) ミラペイアプリ ミラペイを管理するために市が提供するアプリケーションソフトウェアをいう。

(魚津市応援ミラペイポイントの発行単位)

第3条 魚津市応援ミラペイポイントの発行単位は、「ポイント」とし、そ の価値は1ポイント1円とする。

(対象世帯)

- 第4条 この事業の対象世帯は、令和4年6月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、世帯を構成する全ての者が次のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が

課されていない者

- (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護者である者
- (3) その他市長が必要と認める者

(魚津市応援ミラペイポイントの支給)

- 第5条 市長は、次に掲げる世帯を除いた対象世帯の世帯主(当該世帯主が 基準日以後に死亡した場合において、同一世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者(特別の事情により、これにより難いと市長が認める場合は、死亡した世帯主以外の 世帯構成者(世帯主及び世帯員をいう。)のうちから当該世帯構成者の同意を得て選ばれた者))に魚津市応援ミラペイポイント1万ポイントを支給する。
 - (1) 世帯員に、地方税法第294条第3項の規定により市以外の市町村で令和4年度の市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
 - (2) 世帯員に、令和4年1月2日以降に市に転入した者を含む世帯 (魚津市応援ミラペイポイントの支給申請)
- 第6条 前条各号に該当する世帯で魚津市応援ミラペイポイントの支給を受けようとする世帯主は、魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)申請書(様式第1号)に令和4年度の市町村民税均等割が課されていない世帯員の非課税証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同意書(様式第2号)の添付により非課税証明書の添付を省略することができる。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、支給の可 否を決定し、支給決定者に対して、魚津市応援ミラペイポイント1万ポイ ントを支給するものとする。
- 3 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年11月30日とする。 (支給対象者に対する支給方法等)
- 第7条 第5条及び前条第2項の規定による魚津市応援ミラペイポイントの 支給は、魚津市応援ミラペイカードを郵送することにより行う。
- 2 市は、魚津市応援ミラペイカードの交付を受けた者が令和4年11月30日 までに魚津市応援ミラペイカードの残高を全てミラペイアプリに移行し た場合、魚津市応援ミラペイポイントの追加付加を行うものとする。
- 3 追加付加するポイントは、500ポイントとし、移行した翌月15日までに 追加付加を行うものとする。

(送付開始日及び送付期間)

- 第8条 支給対象者に対する魚津市応援ミラペイカードの送付開始日は、市 長が別に定める日とする。
- 2 魚津市応援ミラペイカードの送付期間は、前項の規定により定められた

送付開始日から令和4年8月31日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(魚津市応援ミラペイポイントの有効期限)

第9条 この事業における魚津市応援ミラペイポイントの有効期限は、令和 4年12月31日とする。

(魚津市応援ミラペイポイントの使用範囲)

第10条 魚津市応援ミラペイポイントの使用範囲は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱に準ずる。

(魚津市応援ミラペイポイントの換金手続き)

第11条 市は、特定取引において利用された魚津市応援ミラペイポイントの 額面を取引店が指定する口座に振り込む方法により換金手続きを行う。

(魚津市応援ミラペイポイントの払戻し)

第12条 魚津市応援ミラペイポイントの払戻しは、一切行わないものとする

(事業の委託)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)に関する周知)

第14条 市長は、魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)の実施に当たり、支給対象者の要件、送付方法、送付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 魚津市応援ミラペイポイントを受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)申請書

令和4年 月 日

魚津市長あて

世带主(申請者)

(フリガナ) 氏名	現住所	生年月日
		大正・昭和・平成
	日中に連絡可能な電話番号	年 月 日

世帯員

続柄	氏名	住所地(令和4年1月1日時点)	審査欄
世帯主			

下記の事項に同意のうえ、魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)実施要綱第6条の規定により魚津市応援ミラペイポイントの支給を申請します。

【同意事項】

私及び世帯員につき、魚津市社会福祉課が魚津市市民課に対して住民票の 閲覧又は資料の提出を求めることに同意します。

申請者	(世帯主)	住所	
		氏名	

様式第2号(第6条関係)

同 意 書

魚津市応援ミラペイポイント支給事業(低所得世帯)の実施のために、 私及び世帯員につき、魚津市社会福祉課が令和4年度の市町村民税の課税情報の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。

申請者(世帯主) 住所

氏名